

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障４経費
その他社会保障施策に要する経費

1 地方消費税増税分の使途

消費税の引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる社会保障４経費（制度として確立された年金、医療および介護の社会保障給付ならびに少子化に対処するための経費）の財源確保にあることから、国分の消費税収は全額「社会保障４経費」にあてることとされ、引き上げ分の地方消費税収については、社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費の充実・安定化に充てるものとされています。

2 本県の増収額

６年度の地方消費税の増収分は、２３６．０億円ですが、その一部を市町に交付金として配分するため、県の社会保障施策への充当額は１２０．６億円となります。

地方消費税の増収額	２３６．０億円
市町への交付金	<u>△１１５．４億円</u>
社会保障施策への充当額	１２０．６億円

3 本県の社会保障施策に要する経費

社会保障施策とは、社会保障４経費を含む社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策をいい、福井県においては、民生費（災害救助費、自然保護費を除く）、衛生費（環境衛生費を除く）のうち、物件費、扶助費、補助費等をいいます。

社会福祉	２８７億円（うち一般財源２４４億円）
社会保険	２８１億円（うち一般財源２７４億円）
保健衛生	<u>４６億円（うち一般財源 ２８億円）</u>
計	６１４億円（うち一般財源５４６億円）

（コロナ関係経費除く計 ６０３億円（うち一般財源５３７億円）

本県の社会保障施策に要する経費は６１４億円、このうち一般財源５４６億円に、１２０．６億円を充当しています。